

地方独立行政法人りんくう総合医療センターの中期目標期間評価実施要領(案)

平成 28 年 月 日
地方独立行政法人りんくう総合
医療センター評価委員会決定

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 30 条の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)が地方独立行政法人りんくう総合医療センター(以下「法人」という。)の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価を実施するに当たっては、「地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針」(平成 23 年 8 月 31 日決定)に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価(大項目評価)の具体的方法

評価委員会において、各事業年度の評価結果を踏まえつつ、法人から提出された中期目標期間の業務実績に関する報告書を確認及び分析し、当該期間における中期目標の達成状況について、次の5段階による評価を行う。

評価S…特筆すべき達成状況にある。

評価A…目標どおり達成している。

評価B…おおむね目標どおり達成している。

評価C…目標を十分に達成していない。

評価D…目標を全く達成していない。

2 全体評価の具体的方法

評価委員会において、項目別評価(大項目評価)の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

その評価にあたり、項目別の結果とともに、特筆すべき取り組みや今後改善を期待する取り組みなどについて、評価結果報告書に記載するものとする。